

養父市立高柳小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月3日 改訂
養父市立高柳小学校

1 学校の方針

本校は、「よく学び、よく遊び、よく働き、仲良くせよ」の校訓のもと、児童が次代の担い手としての自覚と責任を持ち、主体的に判断し行動できることを目指して日々教育活動を推進している。また、地域を愛する児童の育成に向け、地域連携に努めながら児童が安心して学校生活を送られるよう、教職員と児童とが共にいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりに努めている。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するためにいじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校の校区は、国道9号線や八木川に添って15の地区が東西に点在している。南の大徳山から連なる山々には蛇紋岩層が続き、その土壌で蛇紋岩米と言われる良質の米を産出している。そして北の八木地区にある八木城跡は、国の史跡に指定されている歴史ある地域であり、戦前から富有柿の栽培が行われてきた伝統的な産地でもある。また本校は、100年以上の歴史を重ねる学校であり、保護者の協力を得て運動会を地域と合同で開催したり、教育活動に地域の人材を積極的に取り入れたりするなど、地域と結びつく取組を積極的に進めている。このように、地域との連携や保護者との好ましい関係づくりの利点を生かし、教師集団は平素より個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に迅速に対応している。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係づくりや豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築していじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

このいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

(2) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校を挙げて取り組む。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努める。

教職員は、「いじめ未然防止プログラム」等を積極的に活用し、研修の充実を図ることで、いじめ防止に有効な教育活動を実践する。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

○ 児童に対して

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育み、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導する。
- ・周りの子どもたちへの対応

どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを指導する。

○ 教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題にふれ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身に対応する。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法・法令の理解・危機管理意識の向上 等）を深め、人権感覚を磨き、自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年部等への協力を求め、組織的な対応をする。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめと認知する。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会等の児童自身の手による取り組みを促す。

○ 保護者・地域に対して

- ・日常から見守りボランティア等、地域の大人と児童とのふれあいを大切にし、気軽に話ができる関係作りに努める。
- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に連絡していただくよう依頼する。
- ・学校の諸活動や児童の様子（いじめ等）について、積極的に発信するとともに、保護者といじめの実態や学校いじめ防止基本方針について情報交換・協議できる場を設ける。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

① いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・定期的に、いじめアンケートを実施する。実施にあたっては記入しやすい環境を整えるように工夫をする。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導委員会等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年部等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き解決する。

② いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員で対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・重大事態に当たらないことが明らかな場合を除き、重大事態として対応する。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

③ 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには、スクールソーシャルワーカー等の専門家とともに、家庭との連携を密にする。学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。

(4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラーや、その他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

生活指導委員会はいじめ対応チーム委員会を兼ねる。

<日常の指導体制>

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者・地域との連携

生活指導（いじめ対応チーム）委員会

定期開催

【構成員】 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭 等

民生委員児童委員・学校運営協議会 等

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童への支援方針

いじめ対策委員会

いじめ認知→早期解決

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・学習における規律作り
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
 - ・学級会活動の充実
- 教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
 - ・スクールカウンセラーの協力
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ・ネット犯罪防止の学習や指導
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開・公開授業の実施
 - ・地域行事への積極的参加
 - ・地区懇談会の実施
 - ・学級懇談会

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・児童・保護者・地域からの情報
 - ・登校や下校の指導
 - ・昼休みの観察や指導
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・定期的な面談における情報（児童・保護者）
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
- 情報の共有
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮児童の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期に発見するため、チェックリストを以下のように定める。

<いじめ早期発見のためのチェックリスト>

いじめが起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている児童

◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 早退することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 忘れ物が多くなる。提出期限が守れなくなる
- 周囲が何となくざわついている
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 発言を強要される
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされる。周囲がざわつく
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 決められた座席と違う場所に座っている
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる
- 目の前にゴミを捨てられる

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている児童

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている
<input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる
<input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える
<input type="checkbox"/> グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
<input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
<input type="checkbox"/> 金品や物の貸し借りをやっている
<input type="checkbox"/> 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする | <input type="checkbox"/> 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
<input type="checkbox"/> 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
<input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない
<input type="checkbox"/> 他の児童に対して威嚇する表情をする
<input type="checkbox"/> 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
<input type="checkbox"/> 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
<input type="checkbox"/> 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。 |
|---|---|

(5) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

<年間指導計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム指導方針・計画立案 全職員によるいじめ防止基本方針の確認 子どもを語る会①	いじめ対応チーム・関係機関との連携会議 保護者向け啓発活動 子どもを語る会②	いじめ対応チーム定例会 生活アンケート結果の研修① 子どもを語る会③	いじめ対応チーム定例会 子どもを語る会④	いじめ対応チーム定例会 カウンセリングマインド研修会①	いじめ対応チーム定例会 子どもを語る会⑤
未然防止へ向けた取組	いじめの未然防止に関する職員研修会	学校運営協議会①	民生委員児童委員との懇談	民生委員児童委員も入れた地区別懇談会 生活指導担当の話①	人権作文・標語・ポスターの取組	
早期発見へ向けた取組	いじめのアンケートの実施とその結果による児童との個別面談①	生活アンケートの実施①	いじめのアンケートの実施とその結果による児童との個別面談②	個別面談① 児童・保護者心のアンケート実施とその結果による児童との懇談①	親子の集い	いじめのアンケートの実施とその結果による児童との個別面談③

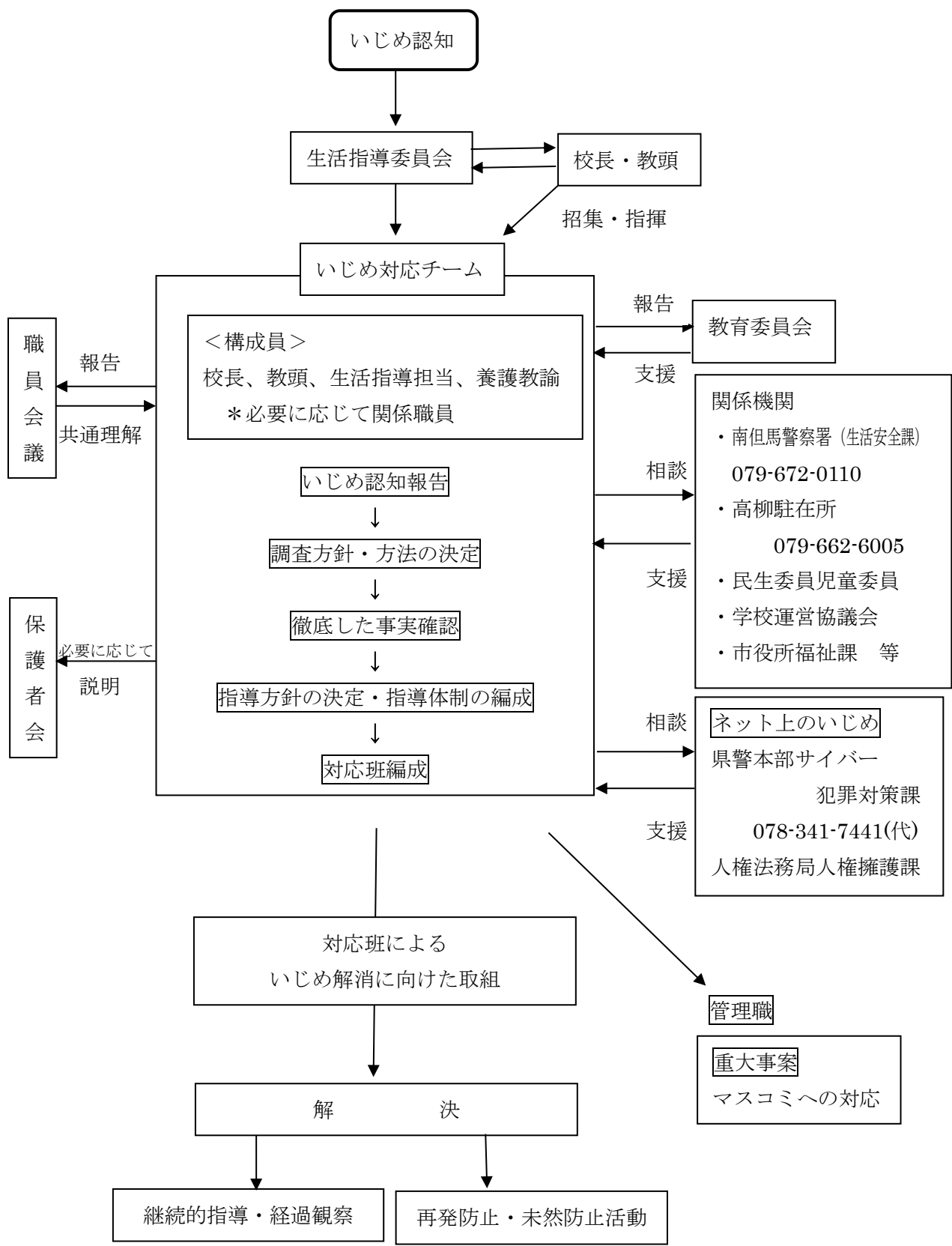
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム定例会 カウンセリングマインド研修会② 子どもを語る会⑥	いじめ対応チーム定例会 子どもを語る会⑦	いじめ対応チーム定例会 子どもを語る会⑧	いじめ対応チーム定例会 生活アンケート結果の研修② 子どもを語る会⑨	いじめ対応チーム定例会 子どもを語る会⑩	いじめ対応チーム今年度の反省と課題 子どもを語る会⑪
未然防止へ向けた取組	学校運営協議会② 道徳参観日		人権集会 生活指導担当の話②		学校運営協議会③ 全学年による「命の授業」実施月間	生活指導担当の話③
早期発見へ向けた取組	いじめのアンケートの実施とその結果による児童との個別面談④	生活アンケートの実施②	個別面談② 児童・保護者心のアンケート実施とその結果による児童との懇談②	いじめのアンケートの実施とその結果による児童との個別面談⑤	心のアンケート(児童)実施とその結果による児童との懇談③	いじめのアンケートの実施とその結果による児童との個別面談⑥

- *留意点
- 1 事案発生時には、いじめ対応チームによる「いじめ対策委員会」を開催する。
 - 2 職員研修会でいじめ防止基本方針を確認し、全教職員で共通理解を図る。
 - 3 保護者会等で、学校の指導方針を保護者へ周知する。
 - 4 カウンセリングマインド研修会を実施し、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

(6) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

- *留意点
- 1 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ①いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き、確認する。
 - ②必要に応じて、全学年のアンケートを実施する。
 - 2 双方の保護者に説明をする。
 - 3 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。



4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- ① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ② 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みを禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ① 児童のスマートフォン、PC、SNS等の使用にあたっては、養父市子どもSNSルールを活用し、家庭内でルールを作り、実行することの大切さを啓発する。
- ② 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を繰り返し行う。
- ③ 保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

(3) 発生時の対応について

- ① 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ② 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は被害児童の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について教育委員会と協議する。

6 その他の事項

これまでも本校は、開かれた学校・信頼される学校をめざして情報発信に努めてきた。いじめ防止についても、地域と共に取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については学校のホームページなどで公開すると共に、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などのあらゆる機会を通じて保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

そして、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。